

教育研究支援基金

新たに奨学金事業を開始しました



山梨大学

UNIVERSITY OF YAMANASHI

ご寄附の方法

ご協力をお願いする金額

1口 10,000円

(本基金の趣旨をご理解いただき、何卒複数口でのご協力をお願いいたします。)

募金の対象者

同窓会会員(卒業生、修了生)、教職員(退職者を含む。)及び企業並びに趣旨に賛同して下さる方々をお願いしております。

募集開始

平成17年6月1日から

※本学の学生に対する奨学金事業は、平成30年1月1日から

目標額

5億円

ご寄附の納入方法

専用の振込用紙にてお振り込みください。専用の振込用紙(全国の郵便局と山梨中央銀行での振込み)に限り、本学が振込手数料を負担いたします。他の銀行等をご利用の場合は、寄附金とは別に振込手数料がかかりますので、ご注意ください。

※ATM及びネットバンキング等による振込みの場合は、ご住所等が不明のため、領収書等を発行・送付させていただくことができませんので、お手数ですが、必ず専用の振込用紙をご利用ください。

振込用紙記載方法

- ◆2種類の専用振込用紙を添付していますので、選択してご使用ください。
 - ・全国の郵便局(ゆうちょ銀行)振込取扱票
 - ・山梨中央銀行振込依頼書
- ◆ご依頼人記載欄に「郵便番号」「おところ」「電話番号」「お名前(フリガナ)」を記入してください。 ※郵便局の用紙は2ヶ所、銀行の用紙は3ヶ所に記載欄があります。
- ◆通信欄の記載について
 - ・寄附目的について、該当する口に☑を記入してください。記載が無い場合は、「経済的な理由で修学が困難な学生に対する奨学金事業(※税額控除制度適用可)」とさせていただきますのでご了承願います。
 - ・氏名の公表について、ホームページなどでの氏名公表を希望しない場合は、口に☑を記入してください。
- ◆「帰属」欄について、差し支えなければ本学との関係をご記入ください。

【お問い合わせ先】 山梨大学教育研究支援基金事務局

電話: 055-220-8358 E-mail: kikin@yamanashi.ac.jp

山梨大学教育研究支援基金ウェブサイト <http://www.yamanashi.ac.jp/about/413>

募金趣意書

皆様には、平素より山梨大学の教育研究活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

山梨大学は、「地域の中核、世界の人材」をキャッチフレーズに掲げ、地域の産業・文化・教育・医療の中核を担う基幹大学として、「知の拠点」の役割を果たし、地域の発展に貢献するとともに、強みのある分野で世界的な水準の研究を推進しております。これら高度な研究に基づく人材育成により、これまでに様々な領域で活躍する優れた人材を輩出してまいりました。今後も、医工農融合研究をはじめ異分野の柔軟な融合に全学で組織的に取り組み、新たな時代を切り拓く知の創造を図り、それらの成果に基づく高度な研究により、地域の人材育成と活性化を担う拠点としてさらなる役割を果たしてまいりたいと考えております。

その達成に向けて、全学一体となった組織マネジメント体制を強化するとともに、自主的な改革の在り方について継続的に検証・評価を行い、地域社会及び国際社会のニーズに常に柔軟に対応しつつ、絶えざる改革と機能強化を推進する所存であります。

一方、我が国の厳しい財政状況により、国立大学に対する基盤的な経費である運営費交付金は法人化（平成16年）以降減額されていることから、寄附金等の外部資金を含む多様な財源の確保に努めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本学では、平成17年6月に「山梨大学教育研究支援基金」を創設し、卒業生・修了生をはじめとする個人や企業の皆様から広くご理解とご協力を賜り、教育研究活動の充実、修学環境整備事業、国際貢献事業及び地域社会貢献事業等への支援を行っております。

本学では、今後も学内外の皆様から広くご意見を求め、より一層の教育研究の質の向上に努めてまいりますので、皆様には引き続き本基金の趣旨にご賛同をいただき、ご支援ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



国立大学法人 山梨大学
学長 島田眞路



基金について

設立の目的

「国立大学法人山梨大学教育研究支援基金」は、山梨大学のひとつの組織として、社会からのご寄附の受け皿となり、もって山梨大学の目標・使命を達成する一助となることを目的として設立しました。

基金が行う事業の概要

- 本学の教育研究活動の充実とそのため環境整備事業の支援
 - ・教育研究に対する助成と、教育研究のための施設設備の充実
 - ・海外からの優秀な研究者の受入や海外での調査研究活動の支援 など
- 学生の修学環境整備事業及び国際貢献事業の支援
 - ・学生のための教育機器の充実
 - ・学生の海外留学や外国人留学生の支援 など
- 地域社会貢献事業の支援
 - ・大学が保有する資料などの公開事業
 - ・公開講座の開設や図書館の開放の支援 など
- キャンパス内の環境整備事業の支援
 - ・キャンパス内の緑化推進事業
 - ・グラウンド整備や講義室整備の支援 など

追加事業

- 本学の学生に対する奨学金事業
 - ・経済的な理由で修学が困難な学生に対する支援

ご寄附いただいた皆様への謝意

本基金へご寄附をいただいた皆様には、感謝の意を込めまして次のことを行っています。

- 大学広報誌の送付
- 寄附者のご芳名を、ご希望によりホームページで公表
- 20万円以上の寄附者のご芳名銘板を、ご了承を得て学内に掲示
- 累計額100万円以上の高額のご寄附をされた方への感謝状の贈呈 など

基金の運営方法

基金は、山梨大学への寄附金として、公正・明瞭に支出します。
基金管理運営委員会を設置し、年間の事業計画や収入・支出計画を作成します。
なお、各事業年度の決算につきましては、広報誌送付時に同封いたします。



UNIVERSITY OF YAMANASHI

奨学金事業について

平成30年1月から、山梨大学教育研究支援基金に「**本学の学生に対する奨学金事業**」を新たに設置し、この事業への寄附金受付を平成30年1月1日から開始します。

この事業への寄附金の使途は、**経済的な理由で修学が困難な学生に対する支援**とし、奨学金の給付は、平成30年度前期分から実施します。

- 奨学金制度の名称：山梨大学修学支援事業 経済的支援奨学金制度
- 対象者：学部学生（外国人留学生を除く）のうち、当該学期の全額免除基準を満たす半額免除学生（授業料免除申請時に支援奨学金受給の意思表示をした者）
- 支援奨学金：133,000円（各学期の授業料相当額の1/2）
- 給付人数：予算の範囲内（各学期10名以内、又は年間20名以内）

税法上の優遇措置について

山梨大学への寄附については、個人・法人を問わず、寄附金控除の対象となります。**寄附金控除を受けるには、確定申告が必要です。**

1. 個人からのご寄附

新たに設置した「**本学の学生に対する奨学金事業**」を寄附目的としてご寄附された場合は、従来の「**所得控除制度**」に加え、新たに「**税額控除制度**」が適用されることとなり、ご寄附いただく多くの方にとって、減税効果が大きくなります。確定申告の際に、寄附者の方が、**所得控除**または**税額控除**の**いずれか一方の制度を選択**いただけるようになります。なお、「**その他の事業**」を寄附目的としてご寄附された場合は、従来どおり「**所得控除制度**」が適用されます。

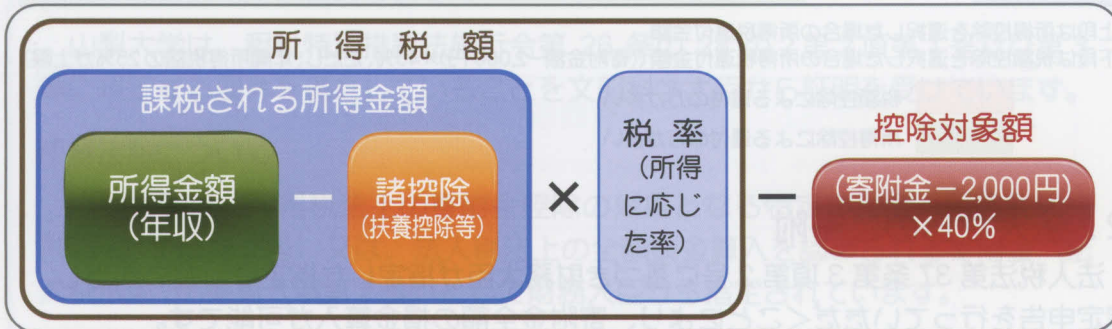
以下に「**税額控除制度**」と「**所得控除制度**」の制度について記載します。

(1) 税額控除制度

「**本学の学生に対する奨学金事業**」を寄附目的とする個人からの寄附のみ対象

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% \Rightarrow \text{所得税額から控除}$

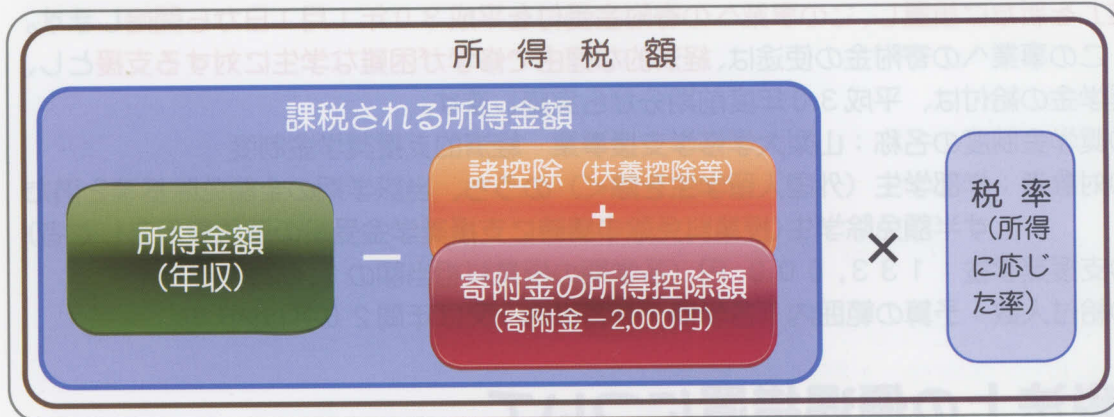
※ただし、当該年の所得税額の25%を限度とします。



(2) 所得控除制度

(寄附金額-2,000円) × (所得に応じた) 税率 ⇒ 所得税額から控除

※控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の40%を限度とします。



◆確定申告による所得税還付金額の目安

(あくまで目安ですのでご参考としてお取扱いください)

課税所得金額	所得税率	課税所得金額(例)	控除方式	寄 附 金 額						
				1万円	5万円	10万円	30万円	100万円	500万円	1000万円
195万円以下	5%	150万円	所得	400	2,400	4,900	14,900	49,900	61,900	61,900
			税額	3,200	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700
195~330万円	10%	300万円	所得	800	4,800	9,800	29,800	99,800	151,200	151,200
			税額	3,200	19,200	39,200	50,600	50,600	50,600	50,600
330~695万円	20%	500万円	所得	1,600	9,600	19,600	59,600	199,600	463,500	463,500
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	143,100	143,100	143,100
695~900万円	23%	700万円	所得	1,800	11,000	21,100	61,100	201,100	760,200	760,200
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	243,500	243,500	243,500
900~1800万円	33%	1000万円	所得	2,600	15,800	32,300	98,300	329,300	1,191,100	1,253,400
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	441,000	441,000
1800~4000万円	40%	3000万円	所得	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	1,999,200	3,999,200
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	1,999,200	2,301,000
4000万円以上	45%	5000万円	所得	3,600	21,600	44,100	134,100	449,100	2,249,100	4,499,100
			税額	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	1,999,200	3,999,200

・ 上段は所得控除を選択した場合の所得税還付金額

・ 下段は税額控除を選択した場合の所得税還付金額((寄附金額-2,000円)×40%、ただし、年間所得税額の25%が上限)

■ 税額控除による還付の方が多い

■ 所得控除による還付の方が多い

2. 法人からのご寄附

法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金に該当し、確定申告を行っていただくことにより、寄附金全額の損金算入が可能です。

個人住民税の優遇措置について

自治体の条例で、山梨大学への寄附金が控除対象として指定されている場合は、寄附された翌年の1月1日に当該自治体にお住まいの方は個人住民税（都道府県民税及び市町村民税）の税額控除が受けられます。

寄附金額から2,000円を差し引いた額の4%が個人県民税から控除されます。同じ寄附金が、市町村においても寄附金税額控除の対象に指定されている場合は、市町村民税分の6%と合わせて10%が控除されます。

【山梨大学への寄附金を条例で指定している自治体】

- ・ 山梨県
- ・ 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

※この制度は、都道府県・市町村がそれぞれの条例で寄附金控除の対象を指定するものですので、詳細については、お住まいの都道府県市町村に直接お問い合わせください。

優遇措置を受ける手続き

1. 上記の措置を受けるため、確定申告に必要な「寄附金領収書」等を発行しますので、大切に保管してください。領収書がお手元に届くのは、ご寄附をいただいた翌月の中旬頃になります。
2. 確定申告期間に、本学が発行した「寄附金領収書」を添えて税務署に申告してください。なお、税額控除を選んだ場合は、「寄附金領収書」に加え「税額控除に係る証明書（写）」を添えて申告してください。（税務署で確定申告を行うと、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。）
3. 住民税の寄附金控除のみを受ける場合は、市町村に申告してください。

税額控除に係る証明書について

山梨大学は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号及び第3項に規定する要件を満たしていることを文部科学大臣から証明を受けています。

所得控除について

山梨大学は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）又は、法人税法上の全額損金算入を認められる寄附金（法人税法第37条第3項第2号）として財務大臣から指定されています。